障害者雇用促進センターの事業概要



令和８年度

障がい者雇用に向けた企業交流会「ともに働く」資料

神奈川県障害者雇用促進センター

本日お話しする内容

障害者雇用促進センターの事業の概要
（１）企業支援の取り組み
（２）障がい者雇用開拓・体験実習支援事業による企業支援
（３）就労支援機関支援（職業能力評価）
（４）企業・就労支援機関への研修事業等

普及啓発員（事務職）による企業訪問

●神奈川県に本社のある法定雇用率未達成企業を対象に訪問（障がい者雇用のための普及啓発）

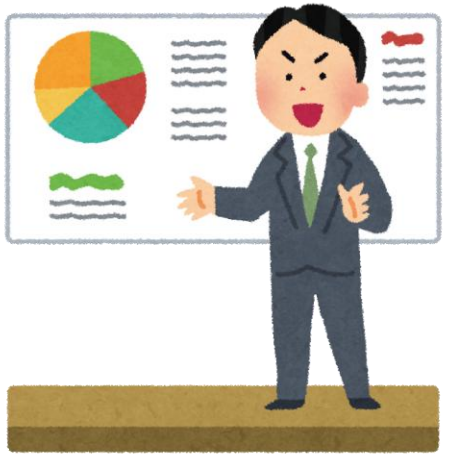
100人以下の企業及び300人以下（ハローワークとの連携）の企業を訪問。
その他、県内に所在する企業からの要請で訪問。

Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
872社	842社	900社

※実企業数（各年度において複数回訪問した場合でも１企業として計上）

企業支援の取り組み　②

1　出前講座



障がい者雇用の現状・仕組み、障がい特性、採用に向けた留意点など、企業のニーズに応じて内容を組み立てて実施します。雇用管理者向け、従業員向けに分けて実施したり、検討段階から採用後に至るまでの間に複数回実施も可能です。
講師は、当センター職員が務めます。

2　就労支援機関見学（企業の職員が就労支援機関を見学するもの）

障がい者雇用を検討している企業に向け、障がい者の理解促進を図るために実施します。
※　雇用したことのない障がい種別の方が利用している機関を見学したいというニーズにも応えます。
当センターで地域の就労支援機関と調整の上、就労支援機関へご案内します。

3　障がい者雇用経験のある企業見学　及び　企業事例紹介

既に障がい者を雇用している「先輩企業」へ当センター職員が、障がい者雇用を計画している担当企業職員をご案内します。
訪問先の「先輩企業」職員から、障がい者雇用の取組、雇用継続のためのポイントを直接説明していただきます。
訪問先企業は、当センターで調整、依頼を行い、当日は同行します。

4　仕事の創り出し相談

仕事の創り出しに関する、様々な相談に応じます。なお、実際の業務選定や創り出し作業は企業が中心となって行います。

企業支援の取り組み　③

5　就労支援機関職員向け企業見学会（就労支援機関職員が企業を見学するもの）

障がい者雇用をはじめる企業へ就労支援機関職員が訪問するもので、障がい者が見学をする前段階で雇用環境や条件を支援機関（職員）に知っていただきます。当センターで参加希望の就労支援機関を募り、企業と日程調整の上実施します。

6　利用者企業見学同席（企業への助言）

企業と就労支援機関が日程調整をして、就労支援機関の利用者が企業見学を実施する際に当センター職員が同席し、企業に合理的配慮事項等のアドバイスをします。

7　求人・採用アドバイス

企業に求人、採用面接等における留意点を訪問又は電話でアドバイスします。（助成金アドバイスを含む）

8　体験実習の受入支援

障がい者雇用の経験のない企業が障がい者が働く姿を知るための「はじめの一歩」として、体験実習を調整します。

9　実習コーディネート

企業が採用前実習を実施する際に、実習受入時の留意点について助言等を行います。

10　雇用継続アドバイス

障がい者の雇用継続に必要な助言等を行います。

普及啓発員（福祉職）による企業支援

●普及啓発員（事務職）による企業訪問実施後、企業、関係機関と連携の上、企業が雇用準備を進めるために必要な支援を展開。（県内に事業所のある企業を対象）

主な支援／年度	出前講座	企業の就労支援機関見学		就労支援機関の企業見学	
		訪問企業	受入機関	訪問機関	受入企業
Ｒ５年度	41回	12社	24機関	116機関	20社
Ｒ６年度	41回	８社	17機関	40機関	10社
Ｒ７年度	23回	７社	９機関	46機関	14社

※出前講座は、県内に事業所のある団体を含む
※企業数は実企業数、就労支援機関数は延べ機関数

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業による企業支援　①

障がい者の雇用経験がない中小企業を中心に、障がい者を受け入れ、共に働く経験をしていただく、「雇用を前提としない」短期の雇用体験（職場実習）です

＜実施の主な流れ＞

①体験実習推進員が企業へ説明訪問し、参加希望企業が登録申請書を提出して登録完了
②就労支援機関が当センターに参加申出を行う
③当センターが企業と就労支援機関の間で調整を行い、訪問する
④体験実習を実施する
⑤実習終了後、推進員が報告書を受け取り、企業と参加者に奨励金・謝礼金を支払う



対象企業

■**常用雇用者が300人以下の企業（雇用率達成企業を除く）**

■**以下に該当しない企業等**

・県外の事業所、国・地方公共団体（公営企業体を含む。）の施設、事業所（指定管理者が運営するものを含む。）
・特例子会社
・就労継続支援Ａ型事業所
・神奈川県警察本部へ照会した結果、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員）が企業の代表者又は役員に確認された企業
・本事業において体験実習者に賃金又はそれに類する金品を支給したことが過去にある企業

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業による企業支援　②

実習期間等

・体験実習の期間は土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日を除き、体験実習の開始日から14日以内に２日から10日の間で設定した期間内に実施してください。
（ただし12月29日から１月３日までを含んだ期間設定はできません。）

・１日当たりの実習時間は登録事業所の就業時間内において３時間から８時間（休憩については、各登録企業の就業規則等に準ずる。）の範囲内としてください。
※2月末までに実習が終了していることが必要です。（3月以降は実習受入できません。）

受入奨励金・参加謝礼金等

■企業に支払われる「受入奨励金」
1日あたり　5,000円（同日に複数人受け入れた場合でもこの金額となります。）　一人の受け入れにつき上限10日

■障がい者に対する「参加謝礼金」
1日あたり　2,000円　上限10日

■傷害保険及び損害賠償責任保険（神奈川県が直接契約・精算）
被保険者：実習に参加する障がい者
補償期間：実習中及び自宅から企業の往復途上
保険内容：傷害保険→補償期間の間に被った怪我（急激、偶然、外来の事故によるもの）を補償
賠償責任→補償期間に誤って他人に怪我を負わせたり他人のものを壊し法律上の賠償責任を負った場合の補償

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の取組み実績　③

年度	実施		登録企業実数
	件数	日数	
Ｒ６年度	20件	54日	22社
Ｒ７年度	58件	177日	40社
Ｒ８年度（上半期）	20件	67日	36社

※Ｒ８年度は、上半期（９月末日現在）の数



就労支援機関支援（職業能力評価）

支援機関の課題意識

〇求職活動を進める中で、方向性が定まらない・絞り込めない
〇支援対象者の職業適性を把握したい
〇支援対象者の強みを見出したい　など

支援機関例
〇就労移行（定着）支援事業所
〇就労継続支援（A型・B型）事業所
〇その他（教育機関、ハローワーク等）
〇自立（生活）訓練事業所
〇地域就労援助（支援）センター
〇障害者就業・生活支援センター
〇公的機関（生活保護・生活困窮・渉外担当等）
〇若者サポートステーション
※依頼の多い順に記載（R６年度実績）

〇評価結果を踏まえた支援の継続

支援機関からの利用相談

支援機関からの実施依頼

初回面接
（標準評価のみ支援機関・本人と面接）

職業能力評価

評価結果の説明
（支援機関・本人と面接、簡易評価は郵送も可）

評価実績数（※受付件数）	
R５年度	120件
R６年度	87件
R７年度	123件

＜標準評価＞
・ワークサンプル作業検査
（事務作業検査、実務作業検査、OA検査）
・厚労省編一般職業適性検査（GATB）
・職業興味検査
・就労準備セルフイメージリスト
→最短８週間（来所４～５回程度）

＜簡易評価＞
・厚労省編一般職業適性検査（GATB）
・職業興味検査
→最短1週間（来所１回）

企業・就労支援機関への研修事業等

障がい者就労支援力向上研修会

企業及び就労支援機関の方を対象に、現状を踏まえた就労支援に関する講義等を通じ、実際の支援で必要な知識の習得の他、日々直面する課題への対策などを考える研修会を開催しています。

＜令和８年度実績＞　●動画配信プログラム（配信期間９月１日～10月30日）
企業向け（3講座）、支援機関向け（５講座）
●集合研修
9月29日　支援力up!～アセスメントと個別支援計画の重要性～
10月５日　支援力up!～企業や医療との連携の重要性～
10月９日　先輩事例に学ぶ！～定着支援とナチュラルサポート～

障害者雇用啓発誌「ともに歩む」の発行

令和７年度（第43集）　13,000部　（県内企業、就労支援機関、行政機関等に配布）

障害者雇用を進めるためのポータルサイト「ともに歩む」ナビの運営

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sj6/c1/top_shougaisha_koyo.html

ご清聴ありがとうございました

